

# 参考資料

1. 後発医薬品を取り巻く状況について P1
2. 「最近の調剤医療費の動向調査の動向」  
における都道府県後発医薬品割合  
(H31.3月分) P5

## 後発医薬品を取り巻く状況について

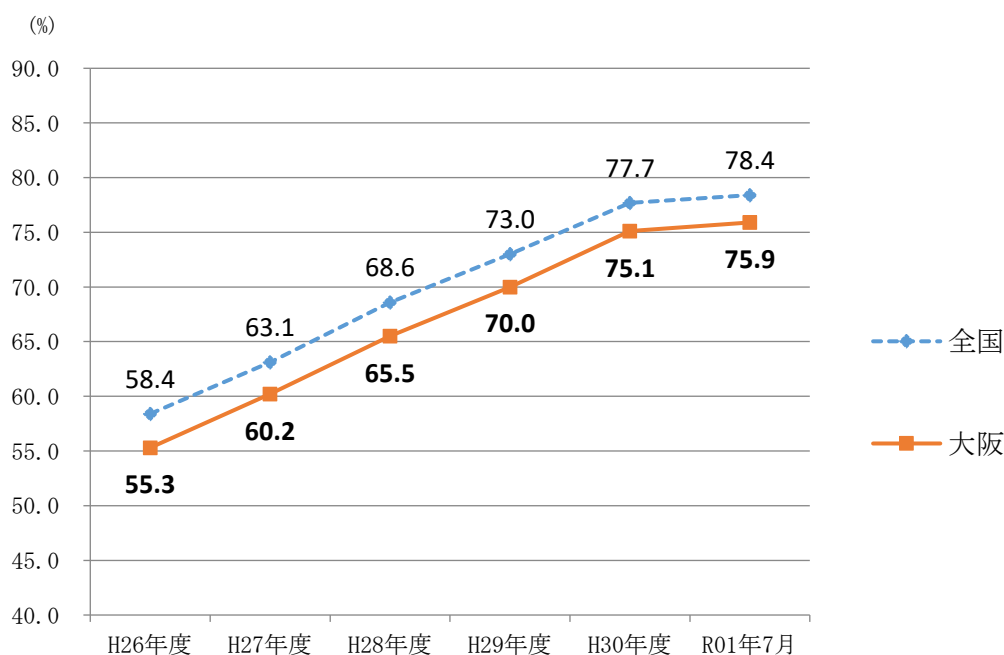
国が調査を行った後発医薬品の使用状況調査等、後発医薬品に関するデータは以下のとおりである。

### 【1】後発医薬品の使用状況

（「調剤医療費（電算処理分）の動向調査」（厚生労働省保険局調査課）を改編。なお、調剤医療費とは、薬局での調剤報酬費であり、病院・診療所内で使用される薬剤費は含まない。）

#### ① 後発医薬品の使用割合

○後発医薬品の使用割合（数量ベース）は、大阪府、全国とも年々増加しているが、大阪府の使用割合は全国平均値を下回っています。



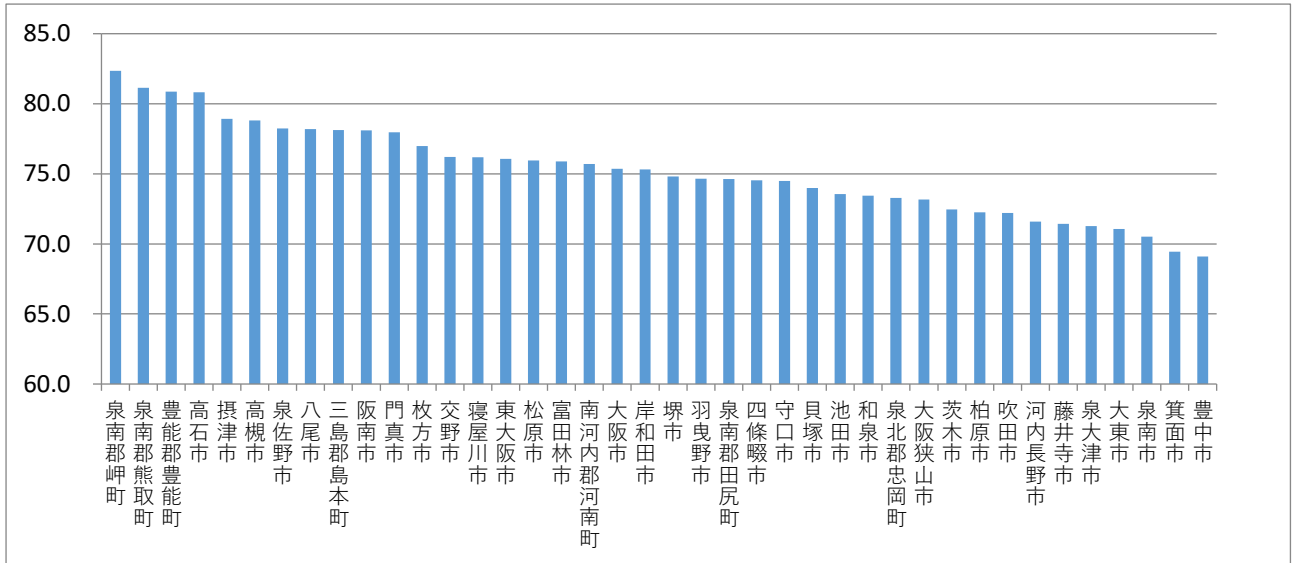
項目	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年7月末
大阪府	65.5%	70.0%	75.1%	75.9%
全国順位	第42位	第42位	第43位	第42位
全国	68.6%	73.0%	77.7%	78.4%

（後発医薬品の使用割合の算出方法：

$$\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$$

## ② 大阪府内市町村別 後発医薬品の使用状況

○府内市町村別では、最大で13.2%の差があります。



薬局の所在する府内市町村別後発医薬品割合 (H31年3月時点)

	地域	後発医薬品使用割合(数量ベース) %
1	泉南郡岬町	82.3
2	泉南郡熊取町	81.1
3	豊能郡豊能町	80.9
4	高石市	80.8
5	摂津市	78.9
6	高槻市	78.8
7	泉佐野市	78.2
8	八尾市	78.2
9	三島郡島本町	78.1
10	阪南市	78.1
11	門真市	78.0
12	枚方市	77.0
13	交野市	76.2
14	寝屋川市	76.2
15	東大阪市	76.1
16	松原市	76.0
17	富田林市	75.9
18	南河内郡河南町	75.7
19	大阪市	75.4
20	岸和田市	75.3

	地域	後発医薬品使用割合(数量ベース) %
21	堺市	74.8
22	羽曳野市	74.7
23	泉南郡田尻町	74.6
24	四條畷市	74.5
25	守口市	74.5
26	貝塚市	74.0
27	池田市	73.6
28	和泉市	73.4
29	泉北郡忠岡町	73.3
30	大阪狭山市	73.2
31	茨木市	72.5
32	柏原市	72.2
33	吹田市	72.2
34	河内長野市	71.6
35	藤井寺市	71.4
36	泉大津市	71.3
37	大東市	71.1
38	泉南市	70.5
39	箕面市	69.4
40	豊中市	69.1

- ・後発医薬品使用割合：「調剤医療費の動向」（厚生労働省）参照。平成31年3月の保険請求のあった薬局が所在する市町村別の後発医薬品使用割合。
- ・年間を通じて保険請求がない、又は保険請求のあった薬局数が1～3軒の市町村は記載していない。（豊能郡能勢町、南河内郡太子町、南河内郡千早赤阪村）

③ 処方せん発行元医療機関別・制度区分別 後発医薬品の使用状況（H31年3月時点）

○制度区分別では、大きな差はありませんが、処方箋発行元医療機関では、大学病院が平均を若干下回っています。

【処方せん発行元医療機関別】（全国）

		全国	医科						歯科
			病院	大学	公的	法人	個人	診療所	
平成 30 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	77.7%	78.2%	69.4%	79.1%	79.3%	75.8%	77.4%	83.9%
	後発医薬品薬剤料（億円）	10,245	3,899	443	1,565	1,877	17	6,316	16

【制度区分別】（全国）

		全国	医療保険			公費
			被用者保険	国民健康保険	後期高齢者	
30 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	77.7%	78.4%	77.7%	75.4%	88.1%
	後発医薬品薬剤料（億円）	10,245	3,275	2,669	3,756	545

【制度区分別】（大阪府）

30 年 度	後発医薬品使用割合 （数量ベース）	75.1%	75.2%	74.1%	72.2%	86.1%
--------------	----------------------	-------	-------	-------	-------	-------

## 【2】後発医薬品に関するデータ

後発医薬品安心使用を促進するにあたって、厚生労働省、中医協で公表されている資料から必要なデータを抜粋しました。

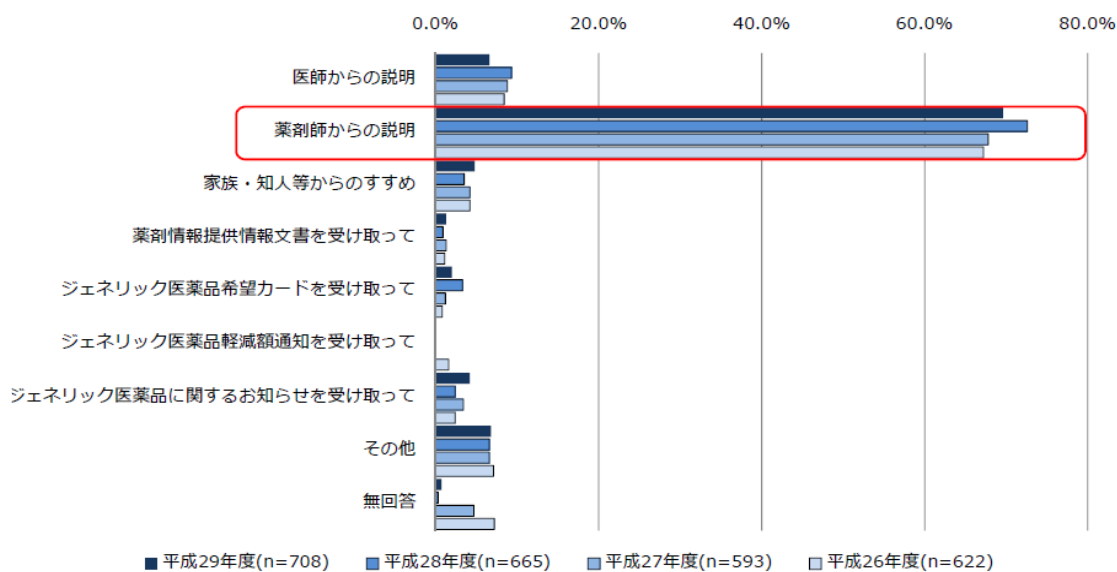
### ①先発医薬品から後発医薬品に変更したきっかけ（患者調査）

○患者調査において後発医薬品に変更したきっかけは、どの年度においても約70%が薬剤師からの説明がきっかけと回答がありました。

#### 先発医薬品から後発医薬品に変更したきっかけ（患者調査）

○ 先発医薬品から後発医薬品に変更したきっかけは、「薬剤師からの説明」が7割と最も多い。

➤ 先発医薬品から後発医薬品に変更したきっかけ

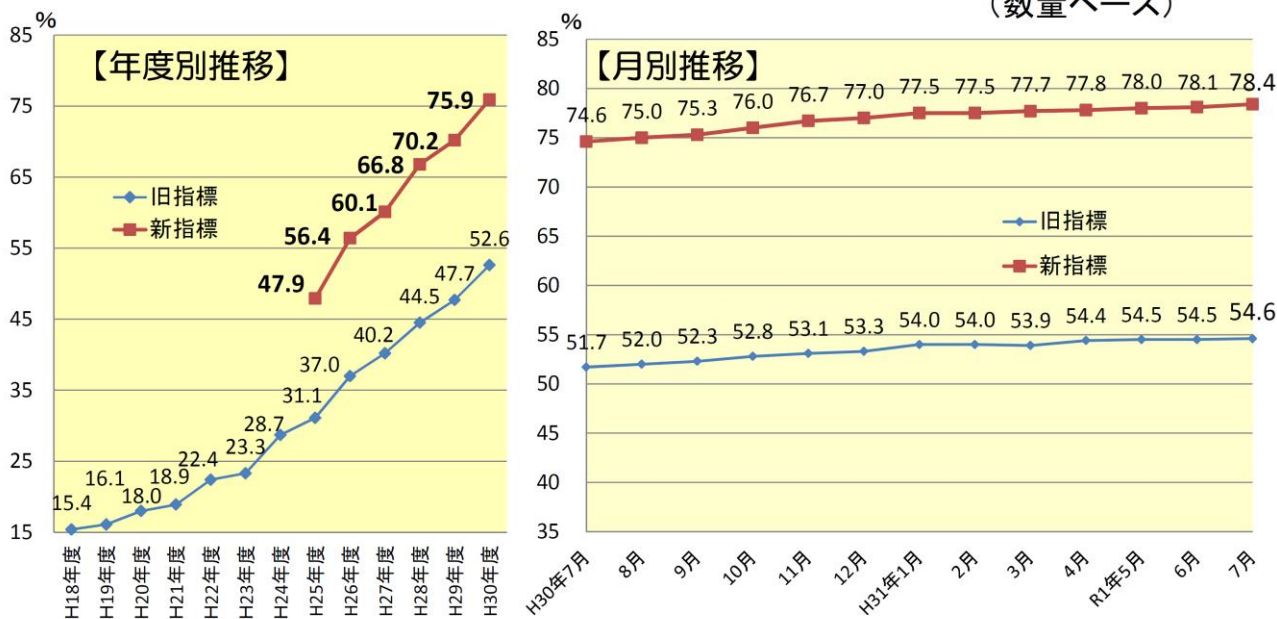


78

出典 診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(後発調査)：H29年度は速報値

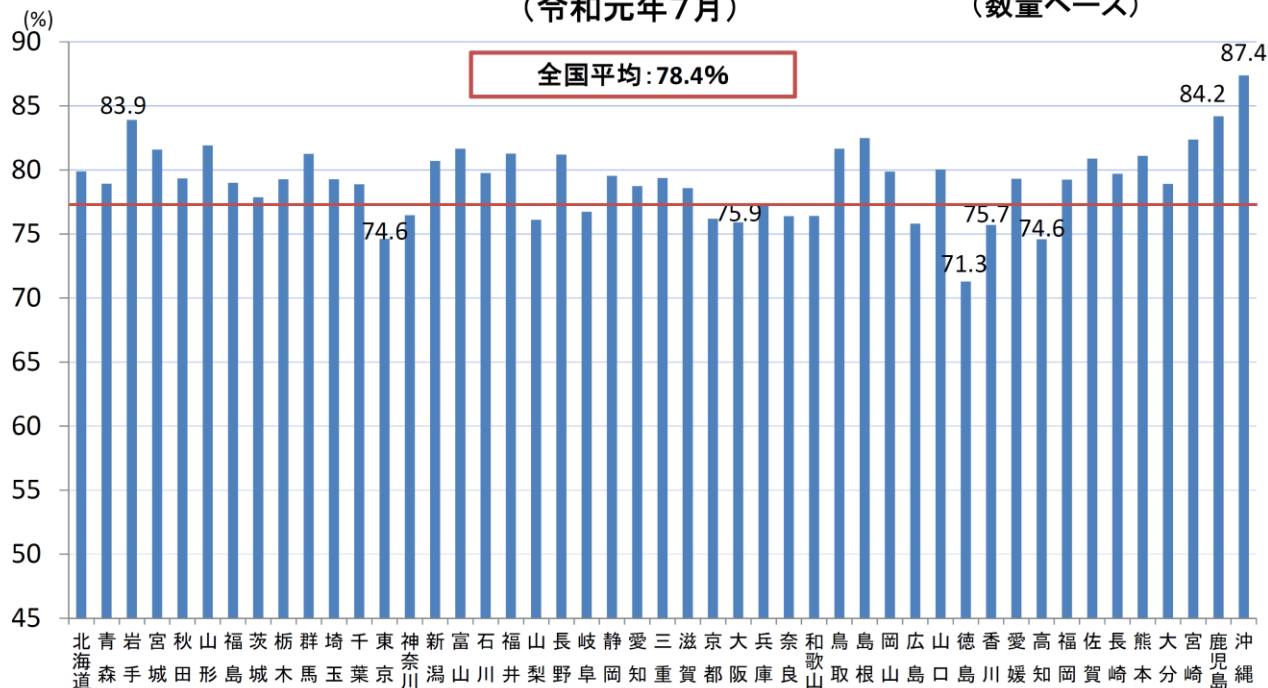
出典：中央社会保険医療協議会資料「外来医療について」(平成29年11月1日)

## 「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における後発医薬品割合(数量ベース)



注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。  
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注3) 新指標とは、後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で定められた目標に用いた指標)。  
 旧指標とは、全医療用医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア(平成19年に「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」で定められた目標に用いた指標)。

## 「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合(令和元年7月)(数量ベース)

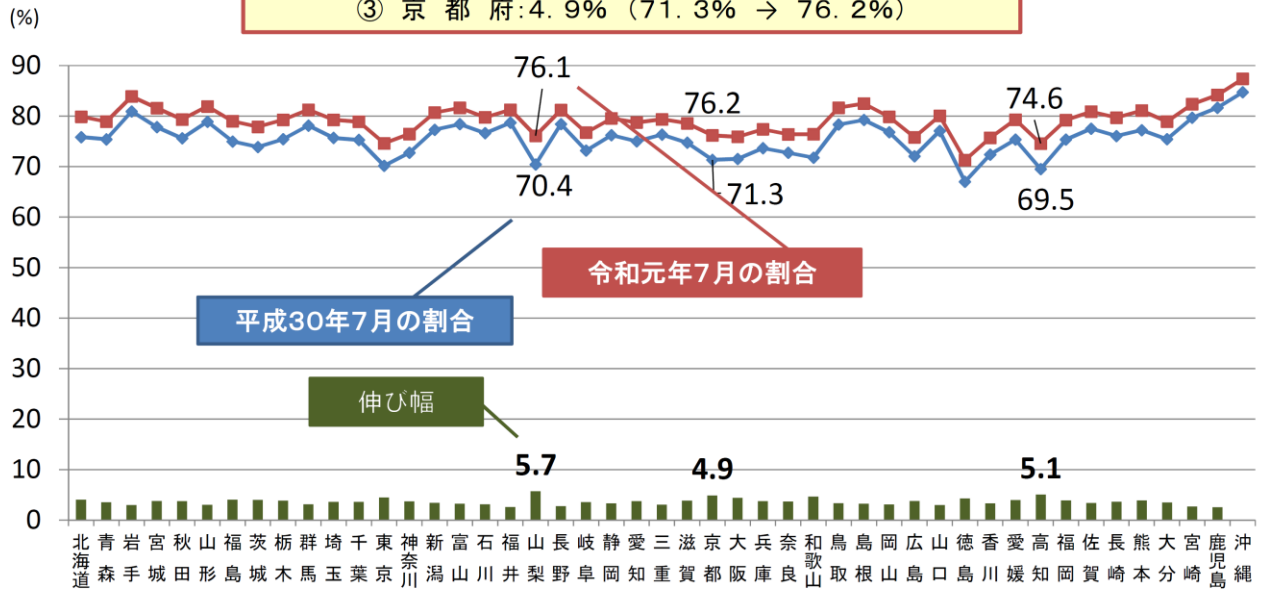


注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。  
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/[(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+(後発医薬品の数量)]

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合  
(数量ベース)

■伸び幅が大きい県(平成30年7月→令和元年7月)■

- ① 山梨県: 5.7% (70.4% → 76.1%)
- ② 高知県: 5.1% (69.5% → 74.6%)
- ③ 京都府: 4.9% (71.3% → 76.2%)



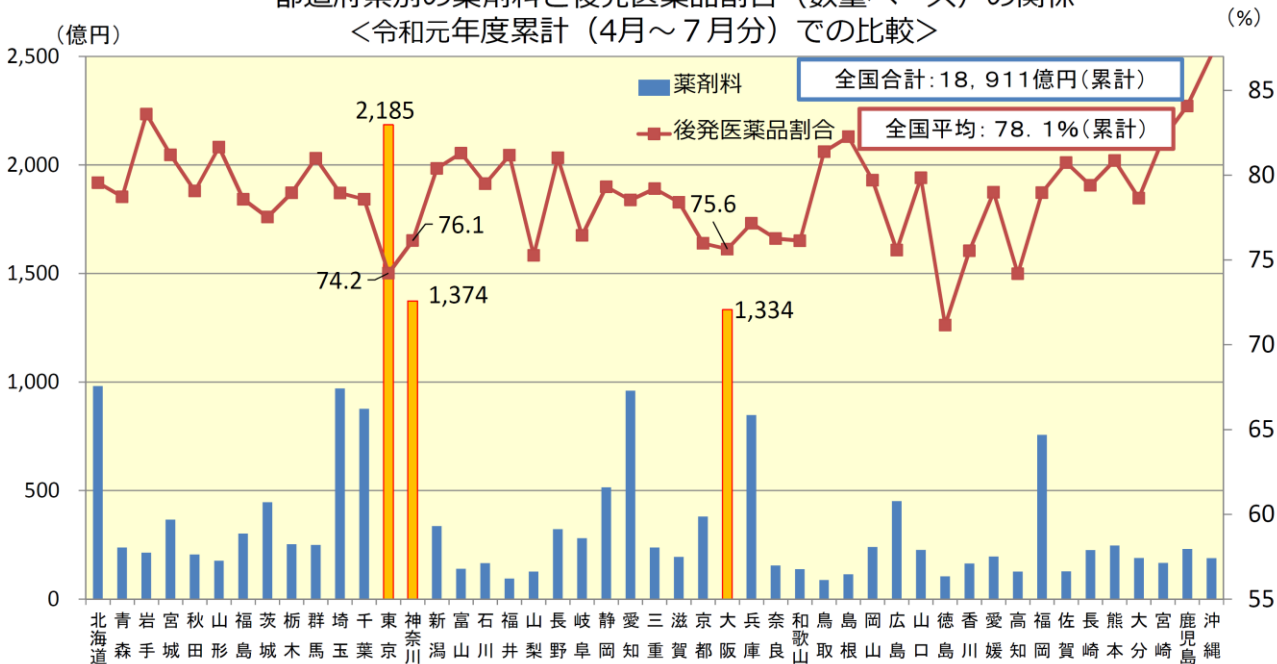
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。  
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/[(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+[後発医薬品の数量)]

「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」における都道府県別後発医薬品割合  
(数量ベース、%)

都道府県	元年7月	順位	都道府県	元年7月	順位	都道府県	元年7月	順位
北海道	79.9	17	石川	79.8	19	岡山	79.9	17
青森	78.9	29	福井	81.3	10	広島	75.8	43
岩手	83.9	3	山梨	76.1	41	山口	80.0	16
宮城	81.6	8	長野	81.2	12	徳島	71.3	47
秋田	79.3	23	岐阜	76.7	36	香川	75.7	44
山形	81.9	6	静岡	79.5	21	愛媛	79.3	23
福島	79.0	28	愛知	78.7	32	高知	74.6	45
茨城	77.9	34	三重	79.4	22	福岡	79.2	27
栃木	79.3	23	滋賀	78.6	33	佐賀	80.9	14
群馬	81.3	10	京都	76.2	40	長崎	79.7	20
埼玉	79.3	23	大阪	75.9	42	熊本	81.1	13
千葉	78.9	29	兵庫	77.4	35	大分	78.9	29
東京	74.6	45	奈良	76.4	38	宮崎	82.4	5
神奈川	76.5	37	和歌山	76.4	38	鹿児島	84.2	2
新潟	80.7	15	鳥取	81.7	7	沖縄	87.4	1
富山	81.6	8	島根	82.5	4	<b>全国</b>	<b>78.4</b>	-

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方(入院、院内調剤)及び紙レセプトを含まない数値である(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省保険局調査課))。  
 注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。  
 注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注4) 後発医薬品の数量シェア(数量ベース)=[後発医薬品の数量]/[(後発医薬品のある先発医薬品の数量)+[後発医薬品の数量)]

「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」における  
都道府県別の薬剤料と後発医薬品割合（数量ベース）の関係  
＜令和元年度累計（4月～7月分）での比較＞



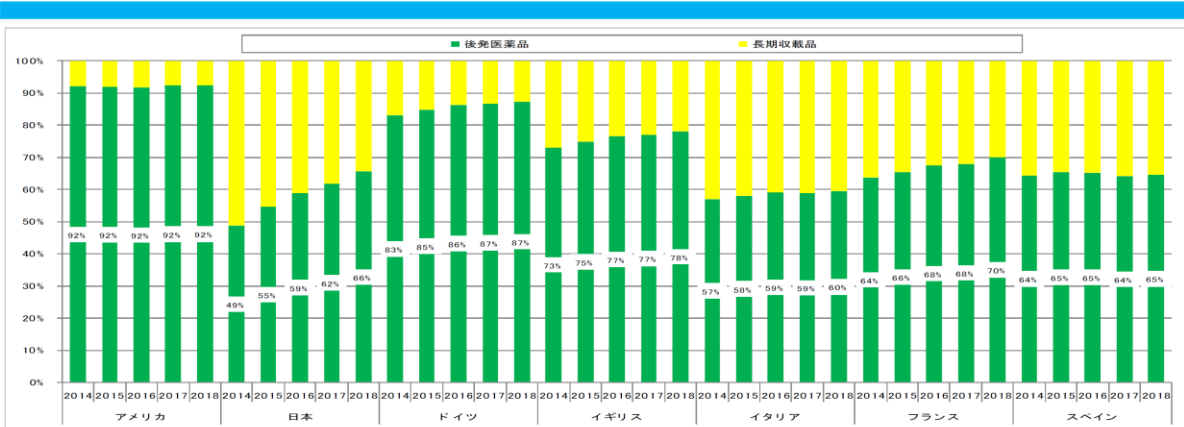
注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値である（出典：「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省保険局調査課））。

注2) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注4) 後発医薬品の数量シェア（数量ベース）＝〔後発医薬品の数量〕／〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕

各国の後発医薬品の数量シェア（数量ベース、各年10月～9月の合計値より算出）



注)・用語の定義は以下のとおりである。

後発医薬品：GENERIC PRODUCTS（パテント等で過去一度も保護されたことのない通常の後発医薬品と、オソライズドジェネリック）  
EARLY ENTRY GENERIC PRODUCTS（先発医薬品保護期間中に上市されたオソライズドジェネリック）  
BIO-COMPARABLE PRODUCTS（バイオ後続品）  
長期収載品：NON-GENERIC PRODUCTS（後発医薬品でなく、過去保護されていたが現在は保護が切れているもの。バイオ後続品の参照対象となる先行バイオ医薬品含む。また2013.10～2014.9までは保護期間中のオソライズドジェネリックの参照対象となる先発医薬品も含む。）

・「2014」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2014, RX only (PRESCRIPTION BOUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2013.4～2014.3で70.9%、日本ジェネリック製薬協会調べ)をもとに推計を行っている。

・「2015」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2015, RX only (PRESCRIPTION BOUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2014.4～2015.3で73.1%、日本ジェネリック製薬協会調べ)をもとに推計を行っている。

・「2016」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2016, RX only (PRESCRIPTION BOUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2015.4～2016.3で76.7%、日本ジェネリック製薬協会調べ)をもとに推計を行っている。

・「2017」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2017, RX only (PRESCRIPTION BOUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2016.4～2017.3で80.5%、日本ジェネリック製薬協会調べ)をもとに推計を行っている。

・「2018」はIQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2018, RX only (PRESCRIPTION BOUND)をもとに後発医薬品の各国の数量(SU)ベースでの後発医薬品のシェアを算出。IQVIA MIDAS dataでは、直販分の数量を把握できないため、後発医薬品の直販が他国と比較して多い日本については、IQVIA社データにおける日本のジェネリック医薬品市場のカバー率(売上金額ベース、2017.4～2018.3で82.9%、日本ジェネリック製薬協会調べ)をもとに推計を行っている。

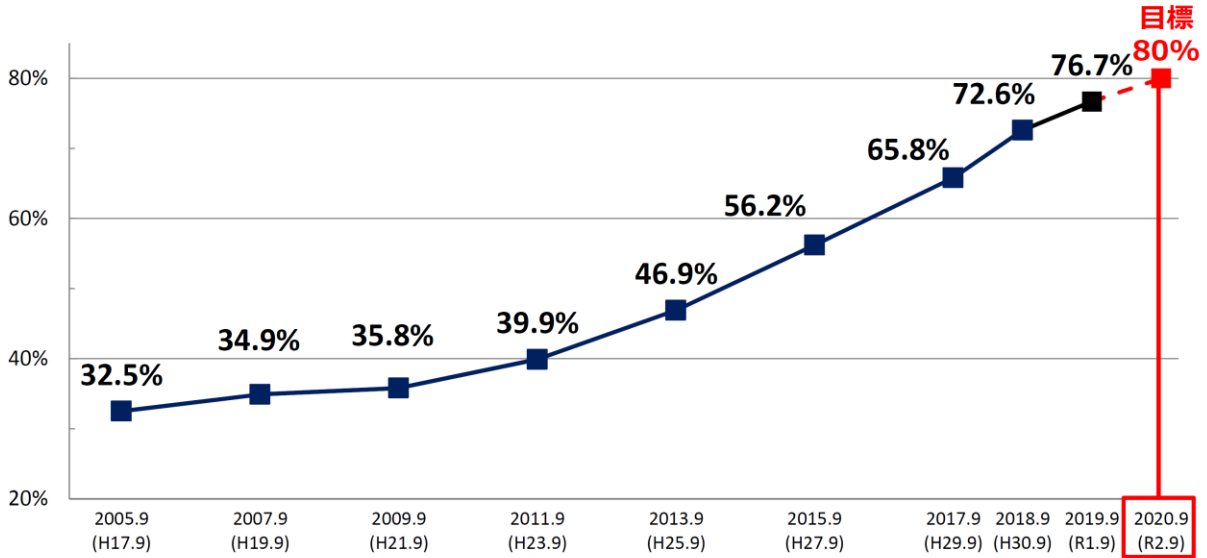
・後発医薬品のシェア＝後発医薬品／(後発医薬品＋長期収載品) × 100 (%)  
・(出典) Copyright © 2019 IQVIA, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2018, RX only (PRESCRIPTION BOUND) 他、無断転載禁止



## 後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等  
 2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。



注) 「使用割合」とは、後発医薬品のある先発医薬品」及び「後発医薬品」を分母とした「後発医薬品」の使用割合をいう。

厚生労働省調べ